

「第2期 学校改革！教職員の時間創造プログラム」における実績報告 及び プログラムの延長骨子（案）について

教育改革推進課

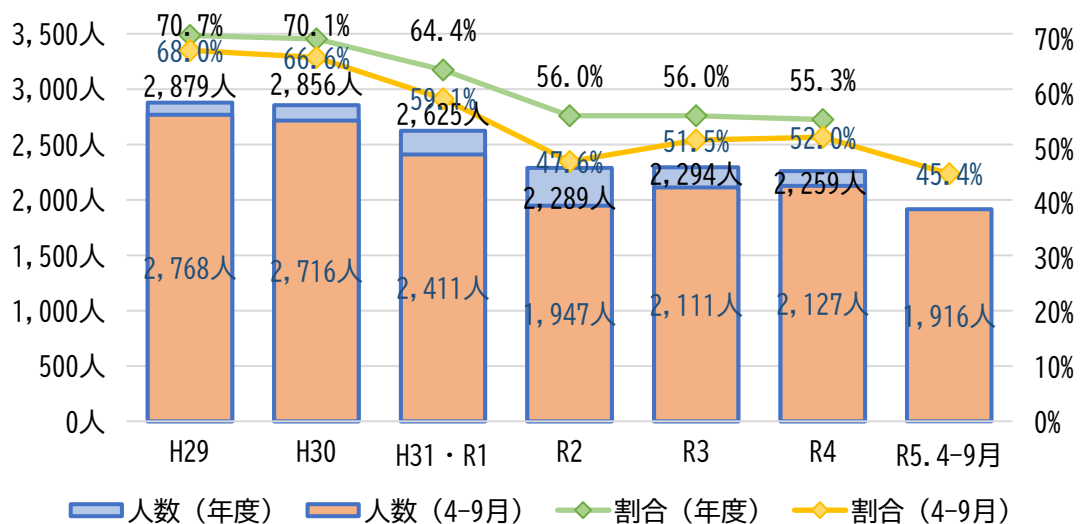
I プログラムの目標達成状況（令和5年9月末時点）

令和5年9月末時点におけるプログラムに掲げる各目標の達成状況は以下のとおりである。すべての項目において目標達成には至っていないものの、取組の成果は着実に表れている。

時間外勤務の削減目標である目標1（月45時間）・2（年360時間）については、令和2年度以降ほぼ横ばいの状況であったが、令和5年度までの上半期比較では、昨年度に比べ減少の結果が出ている。特に、当面の目標（月80時間）については、取組の効果が表れている。

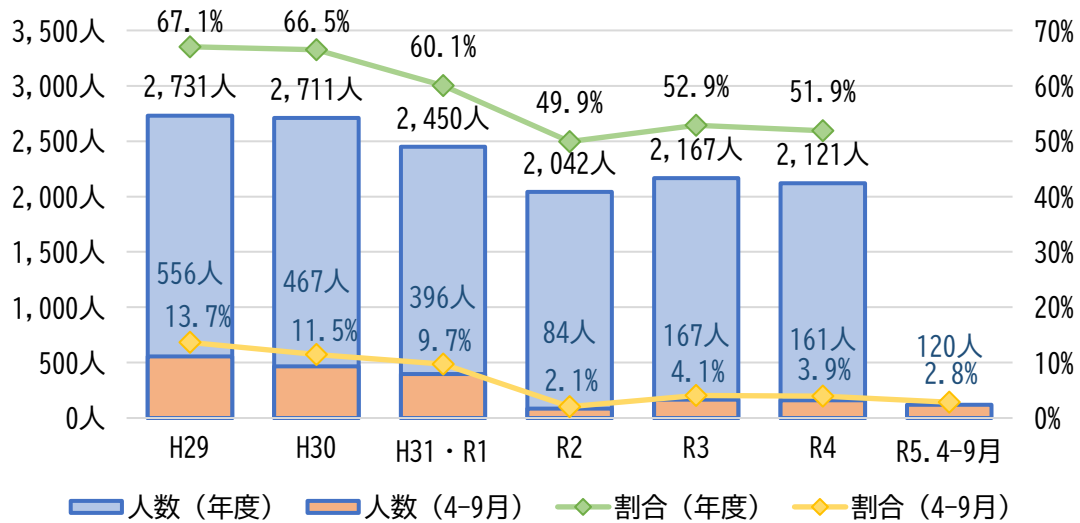
また、年休の取得目標である目標3（年16日以上）においては、平成29年以降取得日数は減少傾向にあったが、令和3年からは増加に転じ、令和4年はさらに大幅に増加。令和5年においては、目標達成の可能性がある状況である。

＜目標1＞ 正規の勤務時間外の在校等時間が1か月45時間を超える教職員数0人



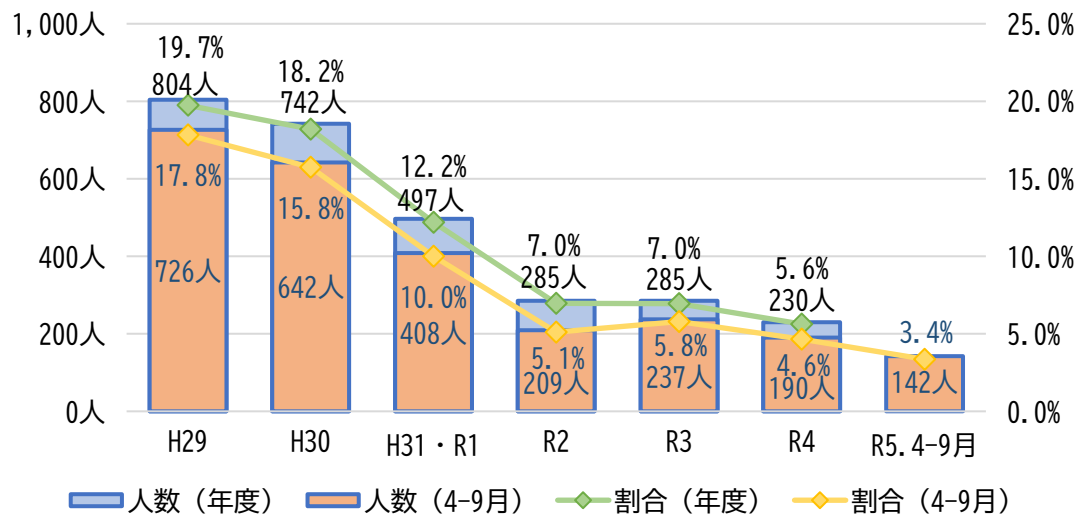
- ・平成29年9月末時点と比較すると、人数にして約850人、割合にして約20ポイント減少。
- ・令和4年9月末時点と比較すると、人数にして約200人、割合にして6.6ポイント減少。

《目標2》 正規の勤務時間外の在校等時間が1年間360時間を超える教職員数0人



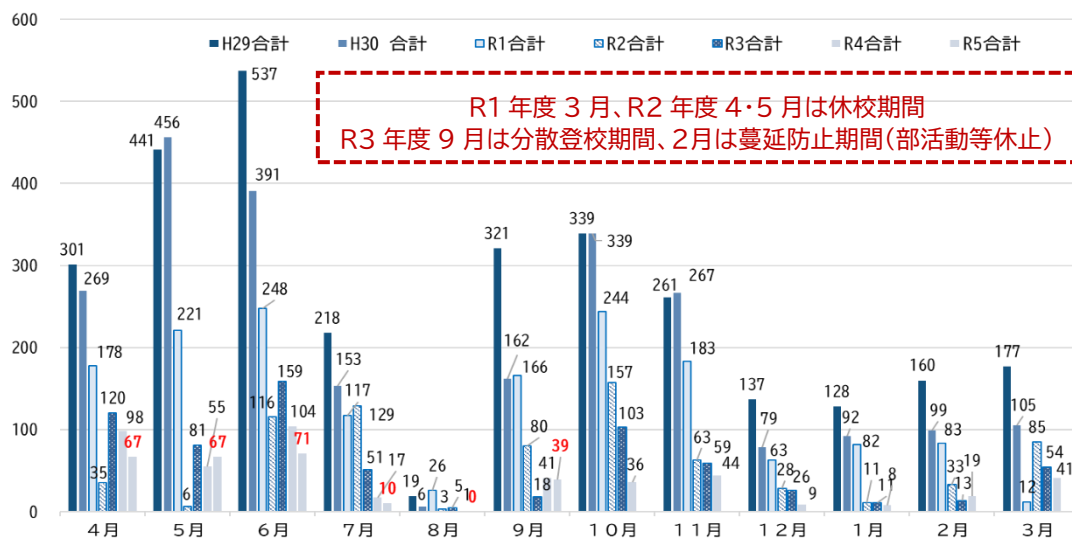
- ・平成29年9月末時点比較すると、人数にして約400人、割合にして約10ポイント減少。
- ・令和4年9月末時点比較すると、人数にして約40人、割合にして約1ポイント減少。

《当面の目標》 正規の勤務時間外の在校等時間が1か月80時間を超える教職員数0人



- ・平成29年9月末時点と比較すると、人数にして約600人、割合にして約14ポイント減少。
- ・令和4年9月末時点と比較すると、人数にして約50人、割合にして約1ポイント減少。
- ・「予備時数0の取組」「校務支援システムの導入」「給食費の公会計化及び学校徴収金のシステム管理」など、これまでの取組の成果が表れたものと考えられる。
- ・また、学校経営重点計画及び人事評価（業績評価）の目標に働き方改革についての項目を取り入れたことで、「日課の工夫」、「教職員の意識改革」、「行事や会議等の精選」等、各学校における取組が大きく進展したものと考えられる。

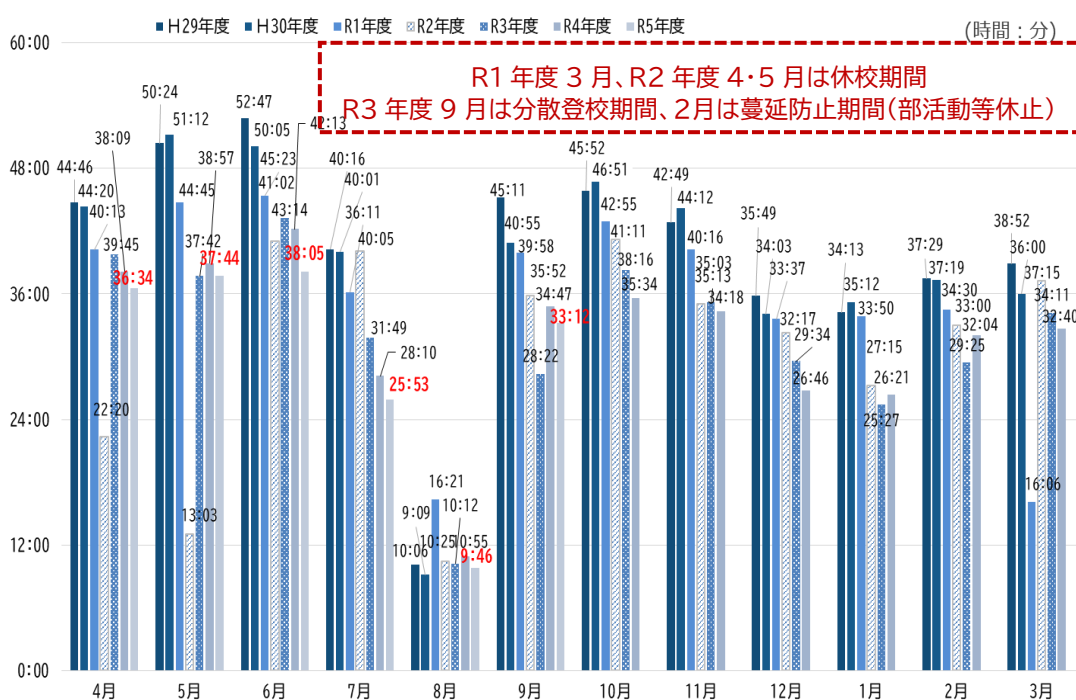
【参考】 時間外在校等時間が 80 時間を超えた教職員数（月ごと）



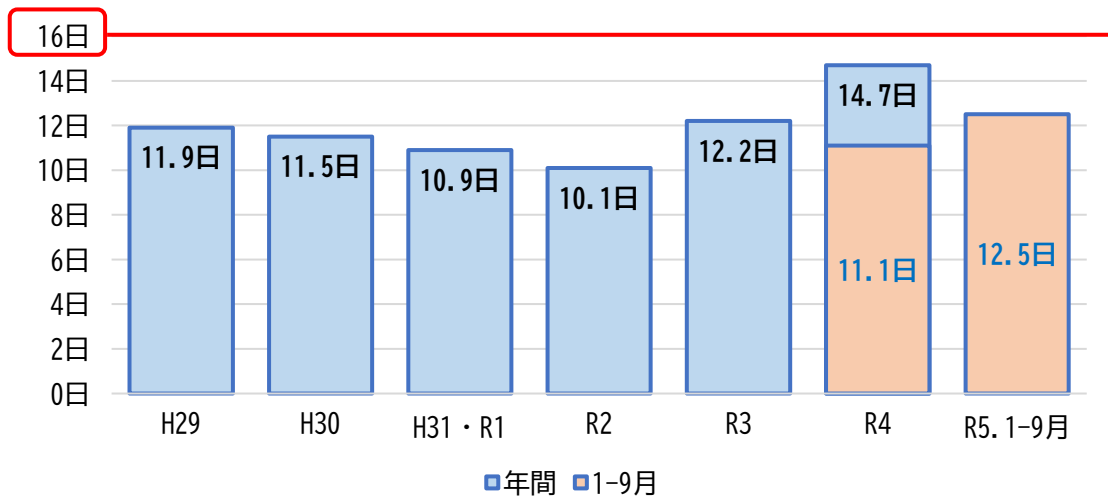
【参考】 時間外在校等時間の一人一月あたりの平均時間

	H29 基準 (2017)	H30 (2018)	H31・R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5.4-9月 (2023)
在校時間	39:53	39:06	35:20	30:43	31:58	31:45	30:13
対29年度増減		-0:47 -2.0%	-4:33 -11.4%	-9:10 -23.0%	-7:55 -19.8%	-8:08 -20.4%	-9:40 -24.2%
参考) 4月-9月実績	40:35	39:16	37:09	27:11	31:52	32:13	30:13
対29年度増減		-1:19 -3.2%	-3:26 -8.5%	-13:24 -33.0%	-8:43 -21.5%	-8:22 -20.6%	-10:22 -25.5%

【参考】 時間外在校等時間の一人一月あたりの平均時間（月ごと）



《目標3》 教職員1人あたりの年休の年間平均取得日数 16日以上



- ・平成29年から減少傾向にあったが、令和3年から増加に転じ、令和4年は平成29年と比較すると2.8日増加。
- ・令和3年と比較すると、2.5日増加。
- ・対前年比増加となった要因として、学校閉庁日の前後には研修を実施しない、年休の付与期間変更（1-12月⇒9-8月）など、休暇を取得しやすい環境づくりに取り組んだことに加え、「学校閉庁日の増加」「管理職による積極的な年休取得の呼びかけ」「年休取得に対する意識の変化」などの効果が表れたものと考えられる。
- ・令和5年9月末時点での平均取得日数は12.5日であり、10月以降の取得状況が昨年並み（+3.6日）であれば、目標を達成する（16.1日）可能性もある状況である。

Ⅱ 第2期プログラムの延長について

第2期プログラムの実施期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間であるが、

- ・取組の成果は着実に表れているものの、全ての項目において目標達成に至っておらず、今後も継続した取組が必要な状況であること。
- ・現在検討を進めている「部活動改革」において、国は令和5年度から令和7年度までの3か年を改革推進期間と位置付け、取組を行っていること。

以上から、プログラムの内容を一部見直したうえで期間を令和7年度まで2年間延長し、改めて目標達成を目指し取組を進めていく。

【主な見直し内容】

- ・「実施期間」について、：R3～R5（3年間）から R3～R7（5年間）へ延長
- ・「部活動の見直し」について、部活動改革検討委員会の審議内容を反映
- ・「DXの推進」を明記
- ・取組達成項目の削除・整理統合、その他表現の見直し

Ⅲ プログラム延長に伴う骨子（案）

「学校改革！教職員の時間創造プログラム」延長に伴う骨子（案） 新旧対照表

1 プログラムの達成目標

改正後（案）	現行	備考
【目標１】 正規の勤務時間外の在校等時間が１か月４５時間を超える教職員数０人 【目標２】 正規の勤務時間外の在校等時間が１年３６０時間を超える教職員数０人 【当面の目標】 正規の勤務時間外の在校等時間が１か月８０時間を超える教職員数０人 【目標３】 教職員１人あたりの年休の年間平均取得日数１６日以上	【目標１】 正規の勤務時間外の在校等時間が１か月４５時間を超える教職員数０人 【目標２】 正規の勤務時間外の在校等時間が１年３６０時間を超える教職員数０人 【当面の目標】 正規の勤務時間外の在校等時間が１か月８０時間を超える教職員数０人 【目標３】 教職員１人あたりの年休の年間平均取得日数１６日以上	○取組の成果は着実に表れているものの、全ての目標について未達成であることから、目標及び当面の目標は変更しない。

2 ４つの柱と具体的取組

改正後（案）	現行	備考
【項目１】 持続可能な学校運営に向けた教育活動への転換 （１）部活動の見直し（ <u>教育改革推進課・指導課</u> ） （２）教育課程（ <u>年間授業時数、日課、学校行事</u> ）等の <u>総合的な</u> 見直し（ <u>指導課・教育改革推進課</u> ） （３）休暇取得の推進（教職員課）	【項目１】 持続可能な学校運営に向けた教育活動への転換 （１）部活動の見直し <u>ア小学校（指導課・教育改革推進課）</u> <u>イ中学校（指導課・教育改革推進課）</u> （２）教育課程の見直し <u>ア年間授業時数や授業時間の見直し（指導課・教育改革推進課）</u> <u>イ日課の見直し（指導課）</u> <u>ウ学校行事等の見直し（指導課）</u> （３）休暇取得の推進（教職員課）	○表現の見直し ・ア、イを統合し、現行内容に、部活動改革検討委員会での審議内容を踏まえた取組を加える。 ○表現の見直し ・ア、イ、ウは、全ての学校が取組を行っており、一定の効果が出ているため項目を統合したうえで、総合的な見直しに取り組む。

【項目2】 新しい時代の働き方を創造する <u>DXの推進</u> (1) 一人一台<u>端末</u>の活用 ア教材の共有化（教育センター） イ家庭学習における活用（教育センター） ウ <u>教育相談等</u>での活用（指導課・総合支援課） (2) 会議や研修の見直し ア学校外での会議や研修（教育センター・指導課） イ校内での会議や研修（教育センター・指導課） (3) 多様な場所で働ける環境の整備（教育センター） <u>(4) 成績処理・進路事務等の効率化（指導課・教育改革推進課）</u> <u>(5) 欠席連絡等、学校・保護者間連絡システム整備（教育政策課）</u> <u>(6) 既存システムの改善（教育政策課・健康教育課・教育センター）</u> 【取組項目3】 <u>多様な</u>人材や民間活力等の活用による学校支援 (1) 再任用 <u>教員等</u>の活用（教職員課） (2) SSWの拡充（総合支援課） (3) 地域人材の活用に向けた取組（地域教育推進課・指導課） (4) 外国語専科教員の配置（小学校）（教職員課・指導課）	【項目2】 新しい時代の働き方を創造する <u>ICTの活用</u> (1) 一人一台<u>のタブレット</u>の活用 ア教材の共有化（教育センター） イ家庭学習における活用（教育センター） ウ <u>家庭訪問や教育相談</u>での活用（指導課・総合支援課） <u>エ保護者への通知・通信等の配付（教育センター）</u> (2) 会議や研修の見直し ア学校外での会議や研修（教育センター・指導課） イ校内での会議や研修（教育センター・指導課） (3) 多様な場所で働ける環境の整備（教育センター） 【取組項目3】 <u>外部</u>人材や民間活力等の活用による学校支援 (1) 再任用 <u>短時間</u>教員の活用（教職員課） (2) SSWの拡充（総合支援課） (3) 地域人材の活用に向けた取組（地域教育推進課・指導課） (4) 外国語専科教員の配置（小学校）（教職員課・指導課） <u>(5) 事務機能の強化（教育改革推進課）</u>	○DXの推進を明記 ○表現の見直し ○表現の見直し ・保護者懇談会での活用等も想定 ○2（5）へ移動 ○3（7）から移動、内容見直し ○2（1）エから移動、内容見直し ○新設 ○表現の見直し ○フルタイムを含めた再任用教員等の活用を進めていく等のため記載を変更 ○4（2）へ移動
--	---	---

<u>(5) 教科書給与事務の外部委託（指導課）</u> 【取組項目4】 働きやすい職場環境づくりに向けた各学校での意識改革や創意工夫 （1）教頭業務の整理と改善（教育改革推進課） <u>(2) 学校事務の整理と改善（教育改革推進課・教職員課・教育センター）</u> （3）小学校高学年における一部教科担任制の推進（指導課・教職員課） （4）管理職マネジメント研修の充実と意識改革（教育センター・教職員課） （5）教職員の 出退勤打刻の徹底（教職員課） （6）最終退校時刻及び定時退勤日の遵守（教職員課） （7）勤務時間の繰り上げ繰り下げ制度の積極的活用（教職員課）	<u>(6) 教科書給与事務の外部委託（指導課）</u> <u>(7) 高校入試手続（指導課）</u> 【取組項目4】 働きやすい職場環境づくりに向けた各学校での意識改革や創意工夫 （1）教頭業務の整理と改善の工夫（教育改革推進課） <u>(2) 通知表の簡略化（指導課）</u> （3）小学校高学年における一部教科担任制の推進（指導課・教職員課） （4）管理職マネジメント研修の充実と意識改革（教育センター・教職員課） （5）教職員の <u>タイムカード</u> 出退勤打刻の徹底（教職員課） （6）最終退校時刻及び定時退勤日の遵守（教職員課） （7）勤務時間の繰り上げ繰り下げ制度の積極的活用（教職員課）	○2（4）へ移動 ○表現の見直し ○『回数の削減等』全ての学校が実施。2（4）へ統合 ○3（5）から移動、表現の見直し ○表現の見直し
---	---	--

IV 今後のスケジュール

		骨子	本体
9月			
	中旬	教育改革推進課案の作成	
		↓	
	下旬	関係各課・プロジェクトメンバーへ照会	
10月	上旬	↓	
	中旬	案完成（メンバーに共有）	
	下旬	教育委員協議会	教育改革推進課案の作成
11月			↓
	下旬	教育委員会会議 協議	
12月			関係各課・プロジェクトメンバーへ照会
	中旬		↓
	下旬	市議会R5第4回定例会報告	案完成
1月			
	中旬		（プロジェクト会議開催）
	下旬		教育委員会会議 協議
2月	上旬		
	下旬		市議会R6第1回定例会報告
3月			
	下旬		教育委員会会議 議決

熊本市立中学校における部活動改革について 中間報告

1. はじめに

熊本市教育振興基本計画の基本理念である「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」や学校部活動の意義等を踏まえ、こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図っていくために必要な事項について、現時点における熊本市部活動改革検討委員会の検討状況を取りまとめ、中間報告を行うもの。

2. 現状と課題

学校部活動は、体力や技能の向上を図る目的の他、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有している。

しかし、本市においても少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、チームスポーツにおいて単独で活動できなくなった学校がある等、こどもたちの多様な経験の場を確保することが難しくなっている状況にある。

加えて、国が部活動の地域移行の受け皿と考えている総合型地域スポーツクラブ等、本市における学校部活動以外の活動の場については、指導者の不足や高齢化・専門性の確保、コロナ禍による地域活動の停滞等の課題により、地域的、活動的広がりが十分ではなく、中学生の受け入れが難しい現状がある。

また、教職員の働き方改革の観点から、部活動に関する教職員の負担は大きく、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、より一層難しくなっている他、指導に当たる者には、ほとんど手当や報酬は支払われていないといったボランティアに近い形で運営が行われている現状がある。

3. 改革の基本方針

学校部活動には教育的意義があることや地域の受け皿の確保が見通せない状況であること等を踏まえ、教職員や地域人材で指導を希望する者が指導することを前提に、本市の学校部活動は今後も継続させる。

学校部活動の持続可能な運営体制の構築を図るため、以下の4つの基本方針のもと実現に向けた具体的施策を示す。

【基本方針】

- I こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図る
- II 学校部活動の教育的意義や役割を保持する
- III 指導者の確保を含む運営体制の充実を図る
- IV 持続可能な運営費用を確保し、全ての指導者に適正な対価を支払う

4. 実現に向けた具体的施策

(1) 基本方針Ⅰ こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図る

- ① こどもたちの選択肢を広げる機会を確保するため、合同部活動等の新たな部活動を設置する。
- ② 合同部活動等の設置においては、各学校の状況に合わせ、合同部活動等のモデル事業を実施し、課題等の検証を行った上で全市的に広げる。
- ③ 中学校総合体育大会やコンクール等への参加規程の見直しの要請を行う。
- ④ 今まで部活動に加入していなかった生徒のニーズを含め、こどもたちの多様なニーズに応えるために、親しむことや楽しむこと等を選択できる部活動の体制を構築する。
- ⑤ 本市の「部活動の指針」に沿った活動を行うなど、学校部活動の教育的意義を踏まえた地域主体の活動に対して、支援・協力体制を構築する。
- ⑥ こどものニーズを踏まえた合同部活動の設置や確保できる指導者数等に応じて、部活動数の適正化を図る。

(2) 基本方針Ⅱ 学校部活動の教育的意義や役割を保持する

- ① 指導方針については、教育的意義を踏まえ、勝利至上主義につながらないよう明確化する。
- ② 学校部活動の教育的意義や適切な指導方法に関する研修等を充実させる。
- ③ 活動する際は、こどもたちが自ら学び、考え、それを指導者がサポートしていくような生徒主体となる仕組みを取り入れる。
- ④ 体罰・暴言、その他不適切な行為やいじめ等への対応に係る体制の充実を図る。

(3) 基本方針Ⅲ 指導者の確保を含む運営体制の充実を図る

- ① 希望する教職員と地域人材が指導に携わるように運営体制を整える。
- ② 運営体制の充実を図るために必要な部活動指導員を確保するとともに、学校・指導者との調整等を行うコーディネーターの配置を検討する。
- ③ 大学生、公務員、退職教員、民間企業従事者等教職員以外の地域人材を指導者として確保するための人材バンクについて、市長事務局と連携し設置する。
- ④ 人材バンクにおいて、指導者の登録、派遣、指導料の支払いだけでなく、指導者の資質等の担保や研修の実施、地域や大学、企業等と連携する機能を付加する。
- ⑤ 現在、教職員が担っている部活動関連業務を洗い出し、それらの業務も人材バンクにおいて実施する等、教職員を含めた指導者の負担軽減を図る。
- ⑥ 市役所職員が部活動指導員となるモデル事業を実施し、課題等の検証を行う。
- ⑦ 指導者の配置については、主担当や副担当等の役割分担をもった複数指導体制を構築する。

(4) 基本方針Ⅳ 持続可能な運営費用を確保し、全ての指導者に適正な対価を支払う

- ① 指導者への対価の支払いについては、教職員も含めて適正な額を設定する。
- ② 教職員への対価の支払いについては、法的な課題を整理する。
- ③ 適正な額については、現在部活動指導員に支払っている報酬額、他の政令指定都市の状況や最低賃金の動向等を注視しながら、役割に応じた適正な額を設定する。
- ④ 指導に係る費用について、公費負担を念頭に置きつつも、受益者負担の在り方についても検討を行う。